

パブリックコメントの結果について

募集期間：令和３年１２月１５日～令和４年１月１４日

応募件数：６件

５名、１団体の方から延べ１１件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	検討	反映困難	その他	合計
４件	１件	１件	２件	３件	１１件

【文章修正等】・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【記述済み】・・・既に記述済みのもの。

【検討】・・・計画の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】・・・反映が困難なもの。

【その他】・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

提出された意見等の詳細及び回答

番号	応募方法	募集要件	意見等	回 答
1	Eメール	弘前市内に住所を有する人	p. 13「市民に求められる行動例」の表の「調理の際」 スターカットの後ろの注釈番号が赤字でしたので、他と同様に黒字でお願いします。	【文章修正等】 ご意見のとおり修正します。
2		弘前市内に勤務する人 弘前市に対して納税義務がある人 または寄附を行う人	p. 13「市民に求められる行動例」の表の「調理の際」 りんごのスターカットについて、皮を食べるかどうかは残留農薬に関する各家庭の考え方や化学物質アレルギー問題、食味及び家庭の食文化に関係しますので、行動例から削除をお願いできないでしょうか。	【反映困難】 りんごのスターカットにつきましては、生産量日本一の当市を代表する果物であるりんごを用いて、食材の食べられる部分をできるだけ無駄にしない調理方法の一例として表示したものです。行動例は食品ロス削減に向けて参考にすべき例を示し、自らができることを一人一人が考え、行動に移すことを促すものであり、強制ではないため、原案のとおりといたします。

3		p. 13、14「農林漁業者・食品関連事業者に求められる行動例」の表 食品製造業者の1つ目、食品卸売・小売業者の4つ目、外食事業者の5つ目の末尾が「～努める」となっておりますが、P. 12、13の「市民に求められる行動例」には「食べきるようにする」「実践する」「持ち帰る」など、かなり行動を強制する表現となっております。ここまで市民生活に踏み込むのであれば、食品製造業者は食品安全基本法や食品衛生法などの義務を負う者、食品卸売・小売業者、外食事業者は廃棄物処理法による適切な廃棄物の処理の義務を負う者であり、各事業者には「図る」「推進する」「計画する」など、より具体的かつ挑戦的な行動を求めるべきではないでしょうか。	【文章修正等】 P. 12～16 記載の「第4章 食品ロス削減推進施策 1. 求められる役割と行動」につきましては、国が示した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定）における、「Ⅱ 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項 1 求められる役割と行動」をベースとしており、表現も国の基本方針に沿ったものとしておりますが、より具体的かつ挑戦的な行動を求めるべきとのご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 P. 13 食品製造事業者の1つ目 ～適正管理・鮮度保持に努める。 →～適正管理・鮮度保持を図る。 P. 14 食品卸売・小売業者の4つ目 ～本部と加盟店とが協力して削減に努める。 →～本部と加盟店が協力して削減に取り組む。 P. 15 外食事業者の5つ目 ～生ごみの減量化・資源化に努める。 →～生ごみの減量化・資源化を図る。
---	--	--	--

4			p. 13（２）農林漁業者・食品関連事業者 令和元年度国民健康・栄養調査報告の第 62 表を分析すると、外食の頻度はおおむね 5%程度であり、家庭食の割合が圧倒的です。家庭と外食の割合が 19 対 1 であるのに対し、食品ロス割合は 46%対 19%（2.4 対 1）と大幅な開きが生じています。事業系ごみ（特に外食産業）における厨芥類ごみは、半減以上の 4 分の 1 となる削減を求めるべきではないでしょうか。 なお、家庭の食品ロスについては「食品ロス統計調査 確報 平成 26 年度食品ロス統計調査報告（世帯調査）」において、食べ残し量は食品使用料の約 1%となっており限界と考えられるのに対し、「食品ロス統計調査 確報 平成 27 年度食品ロス統計調査報告（外食調査）」の食べ残し量が食品使用料の約 4%となっていることから、まだまだ削減の余地があるものといえます。 また、弘前市は毎年度、人口が 1%以上減少する推計となっており、各事業者の経営効率を阻害し、食品ロス率・量が上昇する可能性が高いため、2030 年度の目標達成に向けて、より高い目標に取り組む必要があります。	【その他】 外食事業者には、小盛料理やお試し料理の提供、利用客には食べきれる量の注文を呼びかけ、双方が料理の食べきりを実践できるよう、周知啓発していくとともに、希望する者が自らの責任で料理の持ち帰りができる仕組みを合わせて検討し、外食事業者から生じる、食べ残し削減に努めてまいります。また、食品ロス削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、生ごみリサイクル事業者との提携や業務用生ごみ処理機の導入を推進し、外食事業者から排出される食品廃棄物削減に努めてまいります。
---	--	--	--	---

5			p. 17（３）食品廃棄物の減量化・資源化 「食品ロス」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう（食品ロス削減推進法第２条第２項）ため、当計画内に食品廃棄物の減量化を含めるのは不適切です。項目の削減を求めます。（ぎりぎり許されるのは「資源化」であって、「直接廃棄」分は明らかに法律の趣旨に反する。） なお、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」Ⅲ １（２）③イの「廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロス削減の取組を位置付けることも考えられること。」のとおり、廃棄物処理計画内に廃棄物削減の一つとして食品ロス問題を取り上げて削減に取り組むことは有効です。	【反映困難】 「食品ロスの削減の推進に関する法律」第１３条第２項において、「市町村は、市町村食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項に規定する一般廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。」と規定されております。一般廃棄物処理計画につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条第１項において、市町村に策定が義務付けられている計画であり、同条第２項において、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項を定めるものとされております。一般廃棄物の排出の抑制につきましては、ごみの減量化・資源化が有効かつ重要な手段となっており、当市においても、「弘前市一般廃棄物処理基本計画」に重要な推進施策として明記されています。ごみの減量化には、総量の約８割を占める可燃ごみのうち、約４割を占める生ごみの発生抑制が重要であり、食品ロス削減がごみの減量化
---	--	--	---	---

				につながるものと認識しております。 以上のことから、法の趣旨のとおり、両計画の調和のため、食品廃棄物の減量化・資源化の記載について、原案のとおりといたします。
6	E メール	弘前市内の 学校に在学 する人	フードボックスやコミュニティフリッジ増設・導入に伴い、フードボックスやコミュニティフリッジ自体の認知度や設置場所について学ぶ機会を食育に取り入れたらどうか。チラシなどの周知も良いかも。	【検討】 市内で行われる食育活動、広報紙、市ホームページ、弘前市ごみ収集アプリなどを活用し、フードボックス設置場所等について周知啓発を図り、フードドライブの推進に努めてまいります。

7	Eメール	弘前市内の 学校に在学 する人	p. 12「市民に求められる行動例」の表の「買物の際」 「商品が欠品となっていることを許容する意識を持つ」というのは、どのように食品ロス削減に結びついているのかがわからないので、明確にした方が良いと思います。	【記述済み】 食品ロスは事業者と消費者の双方から発生することから、流通や小売を含む生産から消費に至るまでのすべての段階で取り組むべき課題であり、事業者と消費者の双方のコミュニケーションが重要です。 消費者の過度な鮮度志向やこれに合わせた3分の1ルール等の商習慣、小売店の過剰在庫が事業系食品ロス発生要因の一つと言われております。事業系食品ロス削減に向けて、納品期限の緩和や適正発注の推進、需要に応じた販売を行うための工夫等が事業者に求められており、こうした工夫によって生じる商品の欠品について、消費者側にもこれを許容する意識を持つことが求められております。 こうした工夫の必要性については、p14「農林漁業者・食品関連事業者に求められる行動例」の表の「食品卸売・小売業者」に記載されているところであり、また、双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要であることを p. 12「1. 求められる役割と行動」に明記していることから、原案のとおりといたし
---	------	-----------------------	--	--

				ます。 なお、消費者の理解が進むよう、市といたしまして も、小売業者と連携して食品ロス削減啓発キャンペーンを行うなど、周知啓発に努めてまいります。
--	--	--	--	---

8	Eメール	弘前市内の 学校に在学 する人	p. 15「農林漁業者・食品関連事業者に求められる行動例」の表の「食品関連事業者に共通する事項」 「ダンボール等の包装資材に傷や汚れがあった場合でも、中身の商品が毀損していなければ、輸送、保管等に支障があるときを除き、そのままの荷姿で販売することを許容する。」とあるが、事業者だけでなく、市民側 (p. 12) にもいわゆる訳あり商品等の購入を推奨する文言を追加すべき。	【文言等修正】 p. 13「市民に求められる行動例」の表の「買物の際」の「～使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等を活用）、使いきれ的分だけ購入する。」の見切り品等には訳あり品も含まれる解釈ですが、ご意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 ～（手前取り、見切り品等を活用） →～（手前取り、見切り品・訳あり品等を活用）
9			p. 17（４）調査研究、情報収集及び発信 食品ロスに関する認知度は高いが、青森県が全国平均よりも食品ロスの量が多いという現状を知ってもらい、どうすれば家庭ごみを減らすことができるか、などの具体的な情報発信を行っていくことにも言及すべきではないか。	【文言等修正】 ご意見を踏まえ、下記のとおり修正いたします。 ～食品ロス削減に関する様々な情報を発信していきます。 →～市の食品ロスの現状や各地の優良事例等、食品ロス削減に関する様々な情報を発信していきます。

10	Eメール	弘前市内に住所を有する人 弘前市内に事務所等を有する人または団体等 弘前市内に勤務する人 弘前市に対して納税義務のある人、または寄附を行う人 本計画（案）	弘前市食品ロス削減推進計画（案）について自社が平成10年から取り組んできたことを振り返り今後の食品ロス削減について意見を述べたいと思います。 平成10年当時は食品リサイクル法もなく単なる生ごみとして大量生産、大量廃棄の環境下で現在よりさらに多くの生ごみが廃棄され一方的に焼却という処理がされてきた時代でした。生ごみは単なるごみでリサイクルという概念もない中で疑問を持ち当社は生ごみリサイクルの活動に取り組みました。その後食品リサイクル法が出来その後幾度かの改正を経て昨年食品資源循環法が成立し地球温暖化防止、CO₂削減のためにSDGsに取り組む時代となりました。そこでこの度の推進計画案を拝見して感じたこととして家庭系、事業系からの排出を削減するように求めるだけで行政側の主体的方向性が感じられないということです。 p.5から6組成分析結果 燃やせるごみのうち家庭系 37.95%、事業系 24.85% 食品ロス推計家庭系 6,452t、事業系 2,462t と未だに大量に発生しているのであるが	【その他】 食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられている食品を指し、「食品ロスの削減の推進に関する法律」前文において、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要であるとされております。また、同法第4条では、地方公共団体の責務として、「食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されております。本計画につきましては、法の趣旨を踏まえ、市内で発生する食品ロス削減を主眼として策定するものであります。 計画策定に際し、市及び県の組成分析調査結果などを分析した結果、特に家庭系の食品ロスにおいて、未使用の野菜・果物の直接廃棄が多いと認められたことから、計画推進にあたっては、こうした地域特性を踏まえ、未使用果物等を有効活用できる事業を様々検討
----	------	--	---	---

		に利害関係を有する人（廃棄物処理業者） p. 12 第4章食品ロス削減推進施策 市民、事業者へ求めるものとして水切り、ミニキエーロ、食品持ち帰り、業務用生ごみ処理機、3010運動等今までの施策の繰り返しで効果は感じられない。 ごみを単なるごみとしてではなく未利用資源としてリサイクル対象物として見直し活用することを選択肢に入れ農業生産や環境保全、CO₂削減の目的を明確に表明し主体的に取り組むために検討すべき時であろうと思う。 ちなみに当社では食品リサイクルとして飼料化、肥料化に取り組み農業生産としてネギを生産し農福連携事業として障がい者雇用24名の雇用や食肉加工として生ハム生産販売で3名さらに廃プラスチックのリサイクル事業として新規に施設を整備しSDGsに取り組んでいますので是非参考にいただければと思います。 ちなみに事業所での生ごみリサイクルに取り組み資源化を目指す店舗には農産物の優先提供や店舗に対する支援を行い将来的にごみゼロの弘前市を目指す等市の担当部署として責任と権限のある立場として本気を示してもらえたらと思います。	し、実施してまいりたいと考えております。また、食品ロス削減には、使いきりや食べきりの呼びかけとして、手前取りや3010運動推進など、これまで行ってきた取り組みについても、継続していくことが必要であると考えております。 食品ロス削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、減量化・資源化が進むよう、ご意見のとおり、食品リサイクルに取り組むことも重要な手段と捉えております。こうした観点から p. 17（3）食品廃棄物の減量化・資源化に「事業者には、業務用生ごみ処理機の導入や生ごみリサイクル事業者と提携を、市民には、消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」の活用を推進していきます。」と記載しております。 以上のことから、まずは、食品廃棄物の発生抑制が優先事項となりますが、その上で発生してしまうものについてのリサイクル推進にあたっては、貴社のご意見、取組みを参考とさせていただきます。
--	--	---	--

			いきなり大規模な施設を作るのではなく小規模な小回りの利くテストプラントを設置して全体の目標を作るべきと思いますが廃棄物減量化委員会等の委員にも専門知識のある委員を期待したいものです。 単なる計画でなく実行性のある計画を期待したいものです。	
11	持参	弘前市内に住所を有する人 弘前市内に事務所等を有する人または団体等	食品ロス削減したい計画もあると思いますが、フードロスで食品余りで廃棄が多いです。もっと捨てる物を重くしない様にさせたい計画と思いますが、ごみの減量化も仕事をする人が、業者等多く、ある程度ごみがあって給料を貰える様にしたいという意見もあるので、伸和産業の様な PET ボトル、アルミ缶などのごみも多く、季節柄色々、会社を助ける為にも、乾燥して水分、お茶やコーヒー等飲む機会をもうけてどうかなと思います。コロナ対策にも緑茶良いです。	【その他】 いただいたご意見については、今後の廃棄物施策の参考とさせていただきます。